

上尾市消防本部訓令第1号

消 防 本 部
消防署（分署を含む。）

上尾市消防職員の勤務時間等の特例に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年3月25日

上尾市消防長 中山 一 之

上尾市消防職員の勤務時間等の特例に関する規程の一部を改正する訓令

上尾市消防職員の勤務時間等の特例に関する規程（平成15年上尾市消防本部訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「昭和61年消防本部訓令第6号」を「昭和61年上尾市消防本部訓令第6号。以下「服務規程」という。」に、「各種団体との交渉、公共工事等の事業の説明会その他の業務で市民の都合等によりそれを行う時間が決定されるもの（以下「他律的業務」という。）に従事する場合等」を「服務規程第8条第1項第1号に規定する勤務時間以外の時間における業務（以下「通常の勤務時間以外の時間における業務」という。）に従事する場合」に改める。

第2条の見出しを「（通常の勤務時間以外の時間における業務に従事する場合の勤務時間等）」に改め、同条第1項中「上尾市消防職員服務規程（昭和61年上尾市消防本部訓令第6号）」を「服務規程」に、「他律的業務」を「通常の勤務時間以外の時間における業務」に改める。

別記様式を次のように改める。

附 則

この訓令は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。